

令和元年 8 月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業 実施要領

第 1 趣旨

令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨（台風第 10 号、第 13 号、第 15 号及び第 17 号の暴風雨を含む。）、台風第 19 号及び 10 月の低気圧等による大雨（以下「8 月大雨等」という。）の影響により、各地域で作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知。）第 2 のただし書に基づく緊急対策及び別紙 2 のⅡの第 1 の 3 の（3）に基づく緊急対策として実施する。

第 2 事業内容

各事業の内容、間接補助事業者等の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要綱本体に定めるもののほか、別記 1 から別記 3 までのとおりとする。

- 1 別記 1 産地緊急支援対策
- 2 別記 2 果樹産地再生支援対策
- 3 別記 3 茶産地再生支援対策

第 3 事業実施期間

本事業の実施期間は令和元年 10 月 31 日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

第 4 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、8 月大雨等による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第 5 留意事項

- 1 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益者に対して、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済又は収入保険等への加入を促すものとする。

- 2 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さを

処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附 則

この通知は、令和元年10月31日から施行し、令和元年8月13日以後に助成対象者が行う取組について適用する。

附 則

この通知は、令和元年11月27日から施行し、令和元年8月13日以後に助成対象者が行う取組について適用する。